

○基本的な感染防止対策の徹底

- ・身体的距離の確保
 - ソーシャルディスタンスを保つため、待機列（場所）では間隔を取るよう呼びかけ
 - 立会人、事務者のソーシャルディスタンス確保のための可能な限りでの配置変更
 - 投票人のソーシャルディスタンス確保のため、3連記載台中央の使用禁止や記載台の増設など可能な限りで対応（投票がスムーズに行えなくなるなど支障をきたすことが考えられる場合は、距離の確保の呼びかけやこまめな消毒等で対応する。）
- ・マスク着用
 - 入場券でのマスク着用の事前周知
 - 投票管理者、投票立会人、職務代理者、事務者のマスク着用の徹底
 - マスクをしていない選挙人には、選管で用意したものを渡す
- ・手洗い・手指の消毒
 - 各投票所へのアルコール消毒液の配布、設置

○安心して投票できる環境の整備

- ・アクリル板、ビニールシートの設置やアルコール消毒液の配備
 - 各投票所への簡易飛散防止パネル3組の設置
 - 事務者のフェイスシールド（任意）、ニトリル手袋（任意）の着用、こまめな手洗い・手指消毒の実施
- ・筆記用具の消毒、使い捨て鉛筆の活用
 - 筆記用具（黒鉛筆等）の持参が可能である旨の入場券への記載
 - 使い捨て鉛筆の配布
- ・換気の徹底
 - 既設の機械換気による常時換気
 - 定時での換気の実施

○選挙人への呼びかけ・情報提供

- ・予防対策をしたうえでの積極的な投票参加を呼びかけ
 - 入場券、広報誌、HP、防災行政無線での呼びかけ
- ・混雑回避のため期日前投票の積極的な利用の呼びかけ
 - 防災行政無線放送での呼びかけ
- ・投票所や期日前投票所の混雑状況やその見込みに関する情報提供
 - HPへの掲載とその旨を防災行政無線でのお知らせ
- ・投票所等において実施している感染防止対策を十分に周知
 - 本対策をHPへ掲載することにより周知